

県立高等学校生徒募集定員の見直しに関する基本方針について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

(提案理由)

県立高等学校の生徒募集定員の見直しに関する基本方針については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条(教育長へ委任しない事務)

第2項 教育長は、前項各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務については、教育委員会に付議しなければならない。

(別紙)

県立高等学校生徒募集定員の見直しに関する基本方針

令和8年(2026年)7月7日

高校教育課

1. 募集定員見直しの考え方

現状において、県全体で約60クラス分の定員割れが生じており、中学校卒業予定者数の推移を見れば、今後10年間で更に約50クラス分の入学者の減少が見込まれる。

このような状況に鑑み、令和7年9月10日に県立高等学校あり方検討会より受けた提言に基づき、令和16年度(2034年度)までに県内で62学級減を目標とし、募集定員の適正化に取り組む。

募集定員の適正化においては、(1) 計画的な募集定員減、(2) 定員割れによる募集定員減の2通りの方策で取り組んでいく。

(1) 計画的な募集定員減の考え方

全県的な視野に立ち、普通高校・専門高校にかかわらず、また、募集定員充足の有無にかかわらず、全校を対象に計画的な募集定員減を実施する。

具体的な実施年度や実施校及び対象となる学科等については、対象校とも協議の上、検討していく。

(2) 定員割れによる募集定員減の考え方

定員割れが一定期間続く学校については、募集定員減の基準等(地域魅力化特例校含む)を今後策定し、一定の周知期間を設けたうえで、令和10年度以降、適用を開始する。

2. 令和9年度以降の県立高等学校生徒募集定員の変更計画に関する考え方

(1) 令和16年度までの中学卒業予定者の減少数が最も大きい県央学区を先行して実施する。

(2) 1学年あたりの学級数が多い学校から、普通系高校を先行して実施する。

令和11年度以降、専門高校も実施予定。

3. 今後の生徒募集定員及び生徒募集定員変更計画決定の手順

原則として毎年度7月教育委員会において、翌年度の生徒募集定員と以後2年分の生徒募集定員変更計画を決定する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(参考) 令和7年度旧学区別学校規模一覧

学区	旧学区	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	
県央学区	熊本				湧心館			熊本農業		第一	済々黌	
										熊本西	熊本	
											熊本北	第二
											東稜	熊本工業
										熊本商業		
県北学区	荒玉			岱志	北稜		玉名工業	玉名				
				鹿本農業	鹿本商工	菊池農業	鹿本	翔陽	大津			
	阿蘇		小国				阿蘇中央					
			高森									
県南学区	八芦	泉分校		八代農業	八代東	八代清流	八代	八代工業				
				芦北			水俣					
	球磨	五木分校			球磨中央	球磨工業		人吉				
					南稜							
天草	倉岳校			牛深	上天草	天草工業	天草	天草拓心				